

官民競争入札等監理委員会
第109回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第109回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成25年 5 月 27 日（月） 13:58～14:49

場 所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

1 開 会

2 事業の評価（案）について

- （1）経済産業省庁舎の管理・運營業務
- （2）農林水産省本省庁舎等の施設管理・運營業務
- （3）中央合同庁舎 5 号館の管理・運營業務
- （4）外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務
- （5）地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務
- （6）経済産業研究所データベース業務
- （7）矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務
- （8）科学技術研究調査

3 「公共サービス改革基本方針（案）」及び公表資料（案）について

4 閉 会

○樫谷委員長 それでは、ちょっと時間前なのですが、おそろいになりましたので、第109回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

まず、議事に入ります前に、事務局より発言したいとのことでございますので、局長、よろしくお願いいたします。

○館事務局長 本日は、御多用のところを御出席賜りましてありがとうございます。事務局長の館でございます。

本日の議題は「事業の評価（案）」と「公共サービス改革基本方針（案）」となっております。公共サービス改革法第7条8項におきまして「内閣総理大臣は基本方針の見直しに当たって、事業の評価を行う」となっております。

このため、この時期は事業の評価の審議は大変集中しております。たくさんの案件について事業の評価をお願いしておりますのは、実はこういう理由があるわけでございます。そういうことで、来週には監理委員会運営規則第3条に基づく書面審議、また再びの書面審議で大変恐縮でございますが4件、さらにその翌週には8件ということで、大変集中して恐縮でございますが、書面審議をお願いしたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、御多用と思いますけれども、書面審議の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○樫谷委員長 よろしくお願いいたします。

まず、事業の評価（案）について御審議をいただきたいと思います。

事業の評価（案）につきましましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それで、8件の事業の評価（案）につきまして、事務局から御説明いただきたいと思えます。

○古矢参事官 それでは、説明させていただきます。

お手元の資料ですが、資料1－1から資料8－2までとなります。

それぞれの評価につきまして、枝番号1の「評価（案）の概要」に沿って説明させていただきますと思います。1～3までの3件は、霞が関の中央省庁の庁舎の施設管理業務の評価となります。

まず、資料1－1「経済産業省庁舎の管理・運營業務の評価（案）の概要」でございます。

業務内容ですが、経済産業省庁舎の管理・運營業務です。具体的には、建築・建築設備管理業務、清掃業務、構内植栽管理業務、鉢植木賃貸借、警備保安業務、電話交換取扱業務、総括管理業務となります。

契約期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間となります。

次に「2. 実施状況に関する評価」でございます。

包括的に達成すべき質として設定された以下の3つの項目は全て達成されております。

具体的には、

(1) 業務継続の確保

本業務の不備に起因する施設内における人身事故及び物損事故並びに停電等による業務停止が発生しないこと。

(2) 安全の確保

本業務の不備に起因した経済産業省庁舎内での人身事故又は物損事故の発生がないこと。

(3) 庁舎設備等の不具合等への速やかな対応

庁舎の利用者から庁舎設備等の不具合等の連絡があった際に速やかに対応すること。

となっております。

また、民間事業者からの改善提案による改善実施事項についてでございますが、監視制御設備データを活用したエネルギー消費量25%以上の削減や本業務の共同企業体5社による運営委員会の設置、本業務に従事する従業員を対象にした「みなし公務員」の教育の実施等、民間事業者の創意工夫が発揮されていると評価しております。

「3. 実施経費に関する評価」でございますけれども、本業務の実施経費（契約金額の1年当たりの換算額）は8億6,189万7,000円でありまして、こちらは民間競争入札導入前の従来の実施に要した経費の8億7,623万3,000円に比べて1,433万6,000円、率にいたしまして1.6%の経費が削減されております。

「4. 今後の事業」についてですが、民間競争入札の導入で、応札者は2者でございましたが、サービスの質の確保、実施経費の削減等がなされていることから、良好な実施状況であったと評価させていただいております。このため、次期事業においては「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えております。

ただし、競争性が高まるように、実施方法の情報開示等についてさらなる工夫を検討することが必要であると述べさせていただいております。

経済産業省庁舎の管理・運營業務の評価（案）については以上です。

続きまして、資料2-1「『農林水産省本省庁舎等の施設管理・運營業務』事業の評価（案）の概要」について説明させていただきたいと思っております。

こちらの業務内容は、農林水産省本省庁舎及び三番町分庁舎の施設管理・運營業務になります。具体的には、統括責任者業務、警備保安業務、点検等及び保守業務、電気工作物等保守業務、弱電設備保守業務、電気・空調・衛生設備定期点検・保守業務、環境衛生管理業務、清掃業務、植栽管理業務になります。

契約期間については、平成23年4月1日から26年3月31日の3年間になります。

次に「2. 実施状況に関する評価」でございますが、確保されるべき質として設定された以下の項目全てが達成されました。

(1) 管理・運營業務の質

ア 快適性の確保

- ・施設利用者に対して実施するアンケートのそれぞれの設問について、「良い」又は「おおむね良い」に該当する回答が70%以上であること。

イ 品質の維持

- ・管理・運營業務の不備に起因する執務の中断がないこと。
- ・管理・運營業務の不備に起因する空調の停止、停電、断水の発生がないこと。

ウ 安全性の確保

- ・業務の不備に起因する施設利用者の怪我がないこと。

それから「（２）各業務において確保すべき水準」についても達成しております。

また、民間事業者からの改善提案に基づき、冷暖房の運転について室温管理に基づいて行うことにより、快適な執務環境を確保するとともに、使用電力の大幅削減（約15%）が行われるなど民間事業者の創意工夫が発揮されております。

「３．実施経費に関する評価」でございますが、実施経費の平成24年度実績額は３億5,516万3,000円でございます。民間競争入札前の従来の実施に要した経費３億7,043万4,000円に比べて1,527万1,000円、率にして4.1%の経費が削減されております。

今後の事業につきましては、本事業は良好な実施状況であると評価できますので、次期事業においては、新プロセスに移行した上で事業を実施することが適当であると考えております。

「農林水産省本省庁舎等の施設管理・運營業務」事業の評価（案）については以上になります。

続きまして、資料３－１「『中央合同庁舎第５号館の管理・運營業務』事業の評価（案）の概要」でございます。こちらは厚生労働省等が入居している中央合同庁舎でございます。

業務内容でございますが、中央合同庁舎第５号館の管理・運營業務。具体的には、電気・機械設備等の運転・監視及び点検保守管理業務、警備保安業務、来庁者受付管理サービス提供業務、清掃等業務、植栽管理業務になります。

契約期間は、平成23年４月１日から26年３月31日までの３年間となっております。

「２．実施状況に関する評価」が、包括的に達成すべき質として設定された以下の項目３つ全て達成されております。

ア 品質の維持

- ・業務の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ停止等が発生しないこと。

イ 安全性の確保

- ・業務の不備に起因した災害又は事故の発生がないこと。

ウ 環境への配慮

- ・法令を遵守し、入居省庁職員の業務に支障のないよう配慮しつつ、温室効果ガスの削減目標の達成に努めること。

また、民間事業者からの改善提案に基づき、委員会の設置や警備員の参集訓練等を通じ

た円滑な管理運営や契約電力量の見直しに伴う電力料金の実質的削減が行われる等民間事業者の創意工夫が発揮されたと評価できます。

「３．実施経費に関する評価」でございますが、こちらにつきまして、実施経費の平成24年度の実績価格は６億7,066万7,000円でございます。民間競争入札前の従来の実施に要した経費６億5,488万6,000円に比べまして1,578万1,000円、率にして2.4%の経費が増加しております。

「４．今後の事業」につきましては、民間競争入札の実施により、サービスの質の確保がなされていることから、次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることが必要であると考えられます。

厚生労働省においては、新プロセスへ移行した上で事業を実施することとしておりますが、１者応札であったことから、実施要項等を見直す必要があり、新プロセスへは移行しないこととします。具体的には、競争性の確保の観点から、民間競争入札の業務範囲及び入札参加資格等についても検討が必要です。また、応札可能な民間事業者へのヒアリング、設備等の補修履歴等積極的な情報開示、国庫債務負担行為を活用し、準備期間を確保する等により、多くの民間事業者の入札への参加を促すことに努める必要があります。

さらに、管理・運営業務の包括的な質については達成されているが、定性的な評価にとどまっておりますので、適切な評価項目を設定し、利用者の満足度を図るための定量的な目標値を定めモニタリングすること等、確保されるべきサービスの質の一層適切な設定について検討することが必要であるとさせていただきたいと思っております。

以上３つが、霞が関の中央省庁の庁舎の施設管理・運営業務についての評価です。

続きまして、資料４－１になります。なお、４番と５番は、法務省の入国管理局の事業の評価となっております。

資料４－１「外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務の評価（案）の概要」でございます。

こちらの業務内容は、外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、出入国審査手続や在留審査手続等に関する問い合わせに対して、各種言語による対応を行う相談窓口業務でございます。

契約期間は、平成23年４月１日から平成26年３月31日の３年間でございます。ただ、こちらに関しましては、東京局、横浜支局及び大阪局におきまして、事業者の経営破綻によりまして、平成24年７月に契約解除がございました。そういった事情がございまして、これらの局では、その直後は国が直接、またその後、随意契約で選定した事業者が業務を実施した後に、平成25年４月から１年間については再度、民間競争入札を行ったという経緯がございました。

こちらに関しましての「２．実施状況に関する評価」ですが、本事業において確保されるべき公共サービスの質については、要求水準を大きく上回る結果となっており、公共サ

サービスの質が確保されていると評価できます。また、受託事業者の提案により、よりきめ細かなサービスが提供されるなど、民間の創意工夫が発揮されており、この点においても評価することができるとさせていただいております。

しかしながら、東京局において電話応答件数が低調となったために、国が委託業務を適正に実施するよう業務改善指示を行ったという実情がございましたので、これを踏まえますと、公共サービスの質を確保するための方策について、引き続き検討する必要があるとさせていただいております。

「3. 実施経費に関する評価」でございますが、こちらについては、従来経費と比べまして、平成23年度は3,523万円、率にすると26.5%、平成25年度は4,056万円、率にいたしますと30.5%の経費が削減されております。

「4. 今後の事業」につきましては、本事業については、委託業務の適正かつ確実な実施に向けて、実施要項の見直しを行った上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えられます。

続きまして、資料5-1「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務の評価（案）の概要」について説明させていただきたいと思っております。

こちらの業務内容は、地方入国管理局、地方入国管理局支局及びこれらの出張所において、外国人の入国及び在留に係る諸申請を受け付ける業務でございます。

こちらにつきましても、契約期間は平成23年4月から26年3月までの3年間でございますが、先ほどのインフォメーションセンターと同様に、事業者の経営破綻により、東京局及び横浜支局で平成24年7月に契約解除がございまして、その直後は国、その後、随意契約により選定した事業者が業務を実施した後、平成25年4月からの1年間については再度、民間競争入札を実施したという経緯がございました。

こちらに関して「2. 実施状況に関する評価」でございますが、本事業において確保されるべき公共サービスの質については、応接態度では、要求水準を大きく上回る結果となっており、公共サービスの質が確保されたものとして評価できます。また、受託事業者の提案により、よりきめ細かなサービスが提供されるなど、民間の創意工夫が発揮されており、この点においても評価することができます。

しかしながら、申請の受付までにかかった時間という点で申しますと、要求水準を達成できておらず、国が委託業務を適正に実施するよう業務改善指示を行っております。また、適正な申請受付等について、過誤処理が数多く発生しているという実情を踏まえますと、公共サービスの質を確保するための方策を検討することが必要であると考えられます。

次に、経費に関してでございますが、従来経費と比べまして、平成23年度では約1,384万、率にして20.8%の経費が削減された一方で、25年度は約2,547万、率にして38.3%の増加となりました。しかしながら、その主な要因は、契約解除により1年間の契約期間で民間競争入札を行わざるを得なかった点にあると考えられますので、引き続き、委託業務の

適正・確実な実施を確保できるよう努めることが重要であるとさせていただいております。

「４．今後の事業」につきましては、裏に５つほど指摘事項がございますが、本事業については、委託業務の適正かつ確実な実施に向けて、次の内容に検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

- ① 提案書において具体的な処理体制を含めた提案をさせるなど、受託事業者に業務の閑散期、繁忙期を踏まえた適切な処理体制を整備させ、待ち時間を短縮させる具体的な仕組みを構築すること
- ② 申請の受付までにかかった時間として、本事業の実施状況を検証しつつ、利用者の満足度と適合した内容となるよう、要求水準を適切に設定すること
- ③ 申請の受付までにかかった時間は、公共サービスの質に関わる重要なものであることから、その調査方法について、アンケート調査の実施方法の明確化やアンケート調査以外の方法の検討など、更なる精度の向上に努めること
- ④ 過誤処理の発生を防止するため、国からの指示事項や過誤事案の概要等が委託業務の従事者全員に周知されるような仕組みを構築すること
- ⑤ 契約の開始時期が４月と重ならないような契約期間の設定や、業務開始前に実施する研修の実質化など、４月の繁忙期における待ち時間の長期化を防ぐための具体的な方策を講ずること

以上のようなことを指摘させていただいております。

①につきましては、あとのほうの指摘事項とも関係しますが、季節ごとにかなり閑繁の差がある、４月などは非常に混むという実情があるということです。

以上２件が、法務省入国管理局関連の評価でございました。

続きまして、資料６－１に進みますが、こちらは「経済産業研究所データベース業務の評価（案）の概要」でございます。

こちらは独立行政法人経済産業研究所、通称RIETIと呼ばれておりますが、こちらの日本産業生産性データベース（Japan Industrial Productivity Database）略称JIPの基礎資料の収集・入力及びRIETI Trade Industry Database、略称RIETI-TIDの更新・公開業務に係る業務でございます。

こちらは、契約期間は平成23年12月末から26年３月31日までの２年３カ月間ですが、市場化テスト２期目の事業でございます。

「２．実施状況に関する評価」でございますが、以下のア～オに示す確保すべきサービスの質は達成されていることから、適切に事業が実施されていると評価できます。

ア JIP基礎資料及びRIETI-TIDの基礎となる統計データを誤りなく入手する。

イ JIP基礎資料を指定の方法に従って適切に入力する。

ウ RIETI-TIDの基礎となる統計データを指定の方法に従って加工及びデータベース化し、それを公開するとともに、データベースのサーバーを適切に管理する。

エ 納品後契約期間内に誤りが確認された場合、民間事業者は全てのデータを再検証した上で誤りを修正し、再度納品する。

オ 当研究所が定めたスケジュールを厳守する。

ということでございます。

以上のサービスの質は達成されていることから、適切に事業が実施されていると評価いたしました。

実施経費に関しましては、1年当たりの実施経費は818万円でございます、こちらは従来の実施に要した経費1,251万9,000円の約65%に相当いたしまして、この契約期間内では846万の経費が削減されていることになっておりまして、こちらについても評価できると思います。

「4. 今後の事業について」でございますが、今回の入札では2者の応札がありまして、必須審査項目を全て満たしていたのは1者のみだったのですけれども、先ほども申しましたように、この事業は市場化テスト2期目でありまして、前回事業においては3者による入札であったことから、総合的に判断して、競争性は確保されたものと評価させていただいております。

別添の経済産業研究所から出てきました実施状況報告に記載されているとおり、公告期間を長く設定することで業者側の参加検討・準備期間に余裕を持たせるようにすること、落札者に対し既に稼働しているシステム情報を可能な限り提供することで優位性を軽減することで、さらなる複数者の応札が期待できるところです。このため、次期事業においては、RIETIにおいて実施状況報告についての外部有識者によるチェック体制を整えて、新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えております。

経済産業研究所データベース業務の評価（案）につきましては以上になります。

7番目、資料7-1「『矯正情報ネットワークシステム運用管理業務』の評価（案）の概要」でございます。こちらは法務省矯正局の事業でして、全国の刑務所等を結んでいるネットワークシステムでございます。

業務内容といたしましては、システムを構成するハードウェア・ソフトウェア等の管理、障害対応等の運用及び保守管理に係る各種業務でございます、契約期間は平成24年4月から26年3月までの2年間でした。

「2. 実施状況に関する評価」といたしましては、質の確保のために設定された目標を全て達成していて、良好な実施状況と判断できます。

実施経費については、1年度当たりの実施経費は3,666万円でございます、従来経費3,709万円と比べて、44万円の削減になっておりまして、わずかながらでございますが、経費の削減があったことが確認されました。

今後の事業につきましてですが、こちらは入札結果が1者応札であったものですので、さらなる競争性の向上に努める必要があるとさせていただいております。

また、こういった省庁のネットワークシステムなど類似の事業の契約期間はおおむね3

年以上となっておりますので、そういったことを考えると次期事業については、契約期間の延長を含めた民間競争入札の実施を検討することが必要であると評価をさせていただいております。

最後ですが、資料８－１「科学技術研究調査の事業評価（案）の概要」でございます。こちらは総務省統計局の行っております、郵送による統計調査の科学技術研究調査についてです。

業務内容は、科学技術研究調査における調査関係書類の印刷、封入、送付、調査票の回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務でございます。

こちらは、契約期間は平成23年４月１日から25年12月27日までの２年９カ月間、市場化テスト３期目の事業です。

「２．実施状況に関する評価」ですが「確保されるべき質」といたしましては、調査票の全体の回収率について、達成すべき目標値をおおむね達成しており、評価できます。こちら、おおむねと申し上げておりますのは、震災の影響で平成23年度でわずかながら目標値に達しなかった区分があったということで、おおむねとさせていただいております。

「その他」といたしましては、督促業務について調査票の提出可能性が比較的高い企業を中心に電話督促を行うなど、全体の回収率の向上につながる民間事業者の創意工夫が発揮されており、評価できるとさせていただいております。

実施経費につきましては、契約金額6,962万1,000円は、従来の実施経費7,041万9,000円と比較いたしまして、３年間で79万8,000円の削減となりまして、こちらについても評価できるとさせていただいております。

今後の事業につきましては、本事業はおおむね良好な実施状況であり「新プロセス運用に関する指針」に規定する移行基準、具体的には、民間事業者の業務に係る法令遵守、評価委員会等の設置、入札における競争性の確保、確保されるべき質の達成及び経費の削減等を満たしていると考えられますので、次期事業においては、新プロセスに移行した上で、事業を実施することが適当であると考えております。

大変長くなりましたが、以上８件の評価についての説明でございました。

○樫谷委員長　ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました８件の事業の評価（案）につきまして、監理委員会として異存はないということですのでよろしいでしょうか。何か御意見ありましたら、お願いします。

○前原委員長代理　全く異存はございませんが、本省の庁舎についてもこういうふうなスムーズに市場化テストが行えるというのは大変前進したと思います。公物管理については、担当の小委員会の皆さんが本当に御尽力されたということに対して私は大変評価していますし、感謝しております。そのことだけ申し上げたいと思います。

○樫谷委員長　ありがとうございます。

では、小林委員どうぞ。

○小林委員　全然異存はございませんけれども、１点だけ、５号館の管理・運營業務なの

ですが、これは23者が説明会に来て1者応札になっているという状況なのです。これは非常に厚生労働省のほうでもいろいろ書いていらっしやって、問題があった点というのを御承知かと思うのですけれども、いかんせん、十分な共同事業体を組むのには十分な調達時間がなかったということは非常に基本的な問題点でありますので、これは監理委員会としても今後明記しておかなければいけないことだと思いますので、その点だけ申し述べさせていただきます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。その点を踏まえて、お願いします。

石堂委員、どうぞ。

○石堂委員 初歩的な質問で申しわけないのですが、最初の3件がいずれも庁舎の管理・運營業務だということで聞いていたのですが、最初の経済産業省のところには電話交換取扱業務というのが、次の農水省のところには環境衛生管理業務というのが、また、最後の中央合同の5号館のところには来庁者受付管理サービス提供業務というのがありまして、これはそれぞれほかのところにはないのがポンポンと入っているのですが、これはこのとおり、ほかのところにはない業務がここにはあると理解すべきなのか、細かな用語の使い方が必ずしも「など」がついていたりついていなかったり、いろいろあるので、結局はほかのところにも共通して入っている業務と理解していいのか、お聞きしたいというのが1点です。

もう一つは実施経費に関する評価のところで、いずれも非常に単純な数字で何%とかと出ているのですけれども、これは対象となっている業務内容の数量的な増減というのは加味された上でその調整済みの数字の比較と考えていいのか。

その2点をお伺いしたいと思うのです。

○樫谷委員長 どうぞ。

○古矢参事官 まず第2点目のほうは、基本的に加味しているといえますか、業務の増減に合わせまして調整を行っております。

前者につきましては、例えば電話交換業務などは農水省ではいまだに職員がやっているということでございますので、少なくとも資料2の農水省のものには電話交換業務は入っていない。

○石堂委員 そうすると、ここに書いてあるとおり受け取ればいいということですね。

○館事務局長 例えば5号館の来庁者受付管理サービス業務、来庁者の窓口を設置しているところもあれば、そういう窓口がないところもございます。

○石堂委員 わかりました。

○樫谷委員長 電話交換業務は直接やっているとか、稲生委員が主査の小委員会で、私も入っていましたけれども、そういう回答があった省もありました。だから、まだ余地があるのかなという判断になります。

ほかに何かございますでしょうか。

小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 資料５－１、５－２のところの入管の評価についてですが、全体的に私も異存はないのですが、確認ですが「２．実施状況に関する評価」のところの２段落目です。業務改善指示が行われ、また、適正な申請受付については過誤処理が数多く発生している。つまり、５－２を見ると、時間がかかる、停滞しているのではという業務改善指示がなされた。そうでない場合、時間的には問題ないとしても過誤処理がたくさん発生した。そういうことでしょうか。「適正な申請受付」とはそういう意味でしょうか。

○樫谷委員長 どうぞ、古矢参事官。

○古矢参事官 まず、時間的なことについても要求水準を達成できなかった評価があったということです。同時に申請受付についても、過誤処理といいますか、誤りが繰り返し発生している状況がございました。

○小幡委員 そうすると、恐らく過誤処理については、業務改善指示はされていないということなのですね。停滞の部分だけされている。

○事務局 そうです。過誤処理に関しては特段、業務改善指示はしておりませんで、待ち時間が長くなっているというところで業務改善指示を出しているということでございます。

○小幡委員 そうであれば、質というところで、まさに検討することが必要、という評価にならざるを得ないと思います。了解いたしました。

○樫谷委員長 裏のページにもありますように、①～⑤までいろんなお話を含めての議論をいたしました。

ほかに何かございますか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 私も評価自体には異存はございません。質問が１点ございます。資料４－１、５－１で、もともと落札していたアイエーカンパニー合資会社が破綻したということなのですが、資料を拝見しますと、要するに落札してから１年半ぐらいで破綻になっていますね。

昔の話であることは承知しておりますが、手続上、選定する際に事業者の経営の様子といったことについて、審査等については問題はなかったのでしょうか。今後国の仕事の委託先の裾野を広げて行こうというときに、このような形で破綻されてしまうと、大変困ったことになってしまうのではないかなと思った次第です。

○樫谷委員長 古矢参事官、どうぞ。

○古矢参事官 それも反映させまして、25年４月からの１年間の民間競争入札の際の実施要項については、財務に関する資料等を今までにも増して求めるようになったという改善を加えております。

○樫谷委員長 一応、計算書はもらっていたのですね。

○事務局 そうです。もともと、そういった審査もしてはいたのですがけれども、健康保険料の滞納等で差し押さえをされるという形で急遽経営状況が悪化したというところもございましたので、業者のほうの経営環境につきましてもさらに審査できるように、そういっ

た提出書類を追加で求めるような実施要項の修正をしてございます。

○引頭委員 了解いたしました。

○樫谷委員長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、異存がないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございました。

それでは、監理委員会としては、異存はないということにいたしたいと思います。

続きまして、次の議題であります「『公共サービス改革基本方針(案)』及び公表資料(案)」につきまして、前回までの監理委員会の意見等を踏まえまして、内閣府が各省協議を行ったものであります。お手元の資料は各省協議を終えた現段階の案になりますので、事務局から御説明いただきたいと思います。

○後藤参事官 それでは、お手元の資料A-1、A-2、A-3でございますけれども、まずA-1から御説明申し上げます。

大幅な改定でございましたので、これまで3月及び4月の監理委員会で御検討をいただいた案でございますが、今、委員長から御案内がございましたように、各省協議を法に基づいて行ったところでございます。4月9日からは、まず別表のみを先行して協議いたしまして、5月7日からは、本文を含めた全体の協議をさせていただきました。

その結果、本文については特段の意見はなく、原案どおりとさせていただきました。

別表については、以下の観点から修正意見がございまして、合理性が認められる範囲で修正をいたしました。大きく3点ございまして、契約の見通しが明らかになったとか、そういった個別の状況を踏まえて記載内容の修正があったというのが1点目でございます。

それから、「検討する」というような記述ぶりがあったものについては、進展が見られて、それに伴いまして、記載内容の具体化が図られたことによる修正でございます。

3点目が、数としては一番多かったのですが、昨年1月に「独法の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、これに基づいて昨年の基本方針は構成されていましたが、今年1月の「平成25年度予算編成の基本方針」の閣議決定でこれが凍結されたことから、それに応じて記載内容を変更せざるを得なかったという点が3点目でございます。

今後のスケジュールでございますが、現在、与党内の手続を進めておりまして、その手続のあと、今、新プロセスに移行するものについての評価というものがまだ幾つか残っておりますので、監理委員会での御審議をいただいた上での確定ということを踏まえまして、閣議請議と内閣総理大臣より監理委員会に対して法に基づく付議が6月に書面審議でもう一度ございまして、お手をかけますけれども、その最終案を御確認いただきまして、6月14日の閣議決定に臨んでいきたいと思っております。

次のページ以降が、先ほど申し上げました別表の変更等ございまして、右側に「左記の修正理由」欄というのがございまして、先ほどの3点のところでは個別の状況を踏まえた記載内容の修正というものが、特に昨年についてどの部分を変えたか、変えたところが赤

字でございますけれども、書いてございます。

冒頭の消費者庁のアでは、昨年は「25年度中」と書いたところでございますけれども、現在、消費者行政の体制の在り方が議論されているため、「26年度以降に民間競争入札を実施する」としております。

次のイは、先ほどの3番目の理由でございますけれども、独法の見直しの基本方針が当面凍結されたことに伴い、現時点で説明できる検討結果を記載してございます。

以下、同様にずっとございまして、4ページは法務省の刑事施設関連業務でございます。こちらは現在3カ所で行っている刑務所の範囲拡大の検討状況、今年の8月までとなっておりますけれども、この進展を踏まえて記載内容が具体化されたところでございます。

それから、しばらく飛びまして8ページ「13. 厚生労働省」のエです。上から3段目ですが、この業務につきましては、検討状況の進展を踏まえ、29年6月から5年間で実施することが具体化されたものです。このような積み重ねをしております。

9ページの右上、農水省の定期健康診断等の業務についても、これまで具体化されていなかった内容が具体化されたという変更等でございます。

11ページをごらんいただきますと、地方出先機関関連業務ということで、計量士の国家試験、これは経産省でございますけれども、こちらを検討するとなっていたものが明確化され、26年度実施分から3年間になったということでございます。

以下12ページ、13ページも同様で、個別の検討状況の進展等に応じたものとなっているところでございます。

最後の14ページは放射能測定調査ですが、昨年、文科省から環境省に移管されたということで監理委員会に導入時期の延期を御了解いただいたところですが、さらに調査の対象において米軍との関係が出てきた。参加要件を今のままで行いますと競争性が絞られることが明らかになったことから、内容についてはもう少し検討させていただきということでした。

次に、A-2は現時点での基本方針（案）でございます。

1ページから10ページまでが、これまで2回にわたりまして御議論いただいたもの等を最終版にさせていただいているところでございます。

11ページ以降が別表で、今、変更点のみをご説明いたしましたが、今回の閣議決定で法の対象となるものを含めまして、全事業について記載しております。

最後の57ページですが、新プロセスに移行しますと、実施要項は固定され審議を要しないということでございますので、別表の最後のページに新プロセスに移行したものについては一覧としてまとめることにしております。こちらはまだ5月7日現在のものしか書いてございませんが、今後、監理委員会の議を経てこちらに追加されて、別表のほうは最終的に仕上がっていくということになるかと思います。

続いて、資料A-3でございます。公表資料ということで、これは閣議決定にあわせ、マスコミあるいはホームページ等で、この基本方針に関して内容をわかりやすく公表する

という目的で作成しているものでございます。

右下にページがございますが、1 ページは、そもそも基本方針とは何かということ、本文、別表の中身をわかりやすく書いたものでございます。

次の2 ページですが、今回、本文と別表について変更しているわけですが、本文については記載内容を法に定められた事項に重点化した。前回27ページだったものを10ページにしたということで、関連して、除外した内容については、監理委員会が定めた指針等のURLアドレスを載せて、こちらを御参照くださいということとしております。

図については、35事業が新たに対象になったのですが、別表だけでは読み取りづらいものですから、こちらのよう経年的に数がふえてきていることを図に示しております。

3 ページについては、対象分野や範囲の拡大など、閣議決定ごとにどれだけふえてきたかということの説明しております。

4 ページは、市場化テストの導入により、比較可能な125事業についてですが、従前に比べ約32%、約215億円の経費削減効果が得られていること。それから、監理委員会の活動として、実施要項の策定数、評価の件数、監理委員会での審議の回数等を記載しております。

5 ページは、昨年度1 年間の対象事業の選定についての少し詳しい経緯を説明しており、監理委員会が定めた選定方針に基づきまして、対象候補となった約720件について、入札参加者数、事業費、事業の継続性、仕様書等を個別に精査いたしまして、継続性のない事業や3,000万円未満の少額事業等を対象から除外いたしまして、絞り込まれた32%の226件について、今回、閣議決定するもの、そして25年度以降のヒアリング対象候補にするものを整理したところです。

25年度以降のヒアリング対象につきましましては、国の行政機関等の責務、これは法第4 条ですが、対象事業を選定するということだけでなく、国の行政機関等がみずからの公共サービスに関して見直しを行うことが明記されているということがございますので、ここを書かせていただいて、その上で各省等に改善を要請しておりまして、この改善の結果を踏まえて、さらに、これは監理委員会の関与による改善が必要だと思われるものについては、ヒアリング等を今後実施していくということを明らかにさせていただいたところでございます。

次の6 ページは、25年度の選定方針ということで、これはこれからの話ですが、閣議決定の文章としましては、昨年と余り変わりませんけれども、左側の黄色い部分でございますが、6 項目を掲げておりまして、これが決定されましたら、右側の昨年度の監理委員会が定めた具体的選定方針を踏まえながら、今年度の新たな監理委員会における選定方針の検討を、今後7 月、9 月の監理委員会等で検討していければと思っているところでございます。

その下の事業選定プロセスにつきましては、昨年の例を載せておりますけれども、おおむね、今年もこのスケジュールになるのではないかとと思われるところでございます。

最後の8 ページは監理委員会と法の概要、9 ページが今回新たに追加になった35事業の

状況を掲載しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○樫谷委員長　ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見・御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、前原委員。

○前原委員長代理　この委員会は自民党政権のときにできて、民主党政権のときも、今また自民党に戻っても、政権の移行に動かされることなく着実にミッションを果たしてきた数少ない委員会ではないかと思うのです。

だから、事業仕分けを民主党が派手にやったために、これは実務的な委員会ですので、なかなか理解されていない部分が非常に多いと思いますので、事業仕分けの結果、引き受けて実行したことも幾つかあったわけですが、一度、日経の「経済教室」でも何でもいいのですが、樫谷委員長のお名前で、これまでの経緯とか、どういうミッションを果たしているかという宣伝をしていただくといいのではないのでしょうか。

こういう、着実にミッションを果たしている委員会は珍しいですよ。お願いします。

○樫谷委員長　検討したいと思います。ありがとうございました。

そのほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局で何かございますか。よろしいですか。

それでは、本議題につきましては、今後、法第7条第6項の規定に基づきまして、監理委員会に対し内閣総理大臣より正式に付議されることになっております。

付議され次第、書面にて審議を行いますので、委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。本日の監理委員会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。